

監査機能の強化についての方針(案)について

1. 趣旨

- ・地方公共団体の監査制度について、国の地方制度調査会においては、監査の実効性確保のあり方として、統一的な監査基準の必要性や監査の独立性・専門性のあり方等について、必要な見直しを行うべきとしている。（第31次地方制度調査会答申）
- ・一方、本市が加入する全国都市監査委員会においては、平成28年度に都市監査基準が制定され、平成29年度には「監査等の実務ガイドライン（仮称）」の策定が予定されている。
- ・恵庭市においても、行政運営に対する監査委員のチェック機能が十分に働くことが重要であり、さらなる監査機能等の充実強化を図るため、今後の方針を策定するものである。

2. 監査機能の充実強化

- ・次の項目を設定し、監査機能の充実強化を図り、監査等（監査、検査、審査）を実施することとする。

（1）監査計画、基本方針等の見直し

- ・全国都市監査委員会の都市監査基準の制定等を踏まえ、これまでの監査計画、基本方針等の見直しを図る。

（2）監査関係例規の整備

※別紙資料

- ・監査委員監査規程の全部改正、監査等の結果の取扱基準の制定等、監査関係例規の見直しと整備を図る。また、「監査業務マニュアル」を全部改定する。

（3）監査委員会議の設置・開催

- ・監査委員間の連携と調整の強化を図るため、監査委員会議を設置し、定期的に開催する。

（4）監査委員の業務分担

- ・監査委員の特性を十分に活かし、監査委員間の業務分担を図る。

（5）効率的な監査等の実施

- ・監査等の種類ごとに監査の着眼点を整理し、監査委員、事務局の役割分担を図り、監査等を効率的に実施する。

（6）監査等に関する市民へのわかりやすい周知の推進

- ・市ホームページを活用し、市民に監査計画、監査等の結果を周知しているが、わかりやすい掲載内容とするため、見直しを図る。

(7) 監査等に関する専門性の向上

- ・監査等に関する専門性の向上を図るため、地方公会計、企業会計及び関連する分野等に関する内部研修の実施を図る。

(8) 事務局職員の専門性と人材育成

- ・事務局職員は、監査等の使命を理解し、監査委員を補助する役割を担っている。職員に求められる人材・能力は次のとおり。

《監査事務局職員に求められる人材・能力》

- ①法令、条例、規則等を理解し、常に研修に心がけている職員
- ②市政の現状に关心を持っている職員
- ③財務会計（普通会計、公営企業会計）の実務に一定程度経験のある職員
- ④監査業務という仕事にやりがい、使命感を感じ、自己研鑽の意識が高い職員
- ⑤監査委員との十分な連携と調整、指摘事項等の受検課、職員への説明と調整等、リスク管理、コミュニケーション能力、指導力の高い職員

- ・職員の人材育成の方向としては、日常的な監査業務の経験の中から、監査能力の向上を自らが図ることを基本とし、OJTや監査委員も含めた内部研修の実施、全国都市監査委員会や市の派遣研修を受講することで資質向上を図る。

《資料》

監査関係例規の整備

1. 目的

(1) 監査機能の強化

- ・監査機能の強化を図るため、監査関係例規の整備を図る。

(2) 適正な監査の実施

- ・監査結果の報告前の所属長等に対する講評、結果報告後の措置状況の提出と公表を徹底し、改善等の取組みを促す。

(3) 事務事業の効率的推進

- ・平成29年度以降の監査業務が拡大する中、効率的な監査等を実施するための体制整備を図る。

2. 具体的整備概要

監査関係例規の主な整備内容は次のとおり。

名称	区分	目的	概要
監査委員処務規程	一部改正	・監査等を効率的に行うため、監査委員会議を設置する。	・監査委員会議の設置と監査委員会議における協議事項を規定
監査委員監査規程	全部改正	・監査機能の強化を図るため、監査規程の全部を改正し、必要な事項を定める。	・監査の基本方針、監査委員の使命・責務、監査等の実施（監査等の種類と実施手続き等）、監査等の結果等（報告等の決定、提出、公表等）を規定
監査等の結果の取扱基準	新規制定	・監査等の結果の取扱いについて必要な事項を定める。	・監査等の結果の区分として、指摘事項、指導事項、検討事項を規定 ・監査等の結果の通知を規定
監査委員監査規程等の様式を定める要領	新規制定	・監査等の実施に関し、必要な様式等を定める。	・事前通知、資料要求の様式を規定 ・監査等結果通知の様式を規定 ・措置状況報告の様式を規定

3. 監査関係例規の施行

平成29年 4月 1日

監査委員監査規程の全部改正について

1. 監査等の実施フロー

市民

監査委員 【監査規程】

議会

計画

監査計画
の公表

監査計画の作成(15条)
・年間の監査計画及び実施計画を一括的に策定する。
・監査計画は基本方針、実施予定の監査等の種類等、実施計画(は)種類別に、
日程・場所、方針等を定める。

監査等の実施

1. 監査計画の通知・資料要求等(16条、17条)
・監査対象に監査等の実施を通知し、必要な資料の提出を要求する。
2. 監査等の事前通知・資料要求等(16条、17条)
・監査対象に監査等の実施を通知し、必要な資料の提出を要求する。
3. 事前調査研究(18条)
・関係法規等の調査研究、前回までの指摘事項、問題点の把握等。
4. 監査等の実施
・書類審査、実地監査、本監査等
監査(11条)、検査(12条)、審査(13条)

監査等の報告・公表

5. 監査の講評の実施(21条)
・部長職又は次長職等を対象に報告等の決定前に講評を実施する。
6. 講評の実施
《定期監査》
監査報告書・意見書の作成・決定(22条、24条)
・監査委員の合議により、監査報告等を決定する。
・監査結果の通知を監査対象に通知する。
7. 報告書の記載事項(23条)
8. 報告書等の提出・公表(26条、27条、29条)
・監査報告等を議会及び市長等に報告、市民に公表する。

措置公表

9. 措置状況の公表(30条)
・掲示場掲示、ホームページ
※公表方法は、監査規程第29条第2項による。

2. 監査委員監査規程 別紙参考資料

監査等の結果の取扱基準の制定について

1. 基準における監査等の結果の区分

区分	基準	説明等	《参考》従来の区分
指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠いていると認められるもの	・職員が故意、重大な過失又は著しい怠慢により、法令、条例等の規定に違反して行ったもの ・不適正な事務処理を行っていると認められるもの ・不適正な事務事業の執行により市民の信頼を失墜したもの ・損害等の実害が認められるもの	指摘・指導事項
指導事項	(3) 前回までの監査等で指導事項となつている案件で改善、是正等の取組みがなされていないもの	・指導事項に対する是正、改善、検討の取組みがなされていない 案件は、指摘事項とする。	指摘・指導事項
指導事項	(1) 指摘事項には至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの	・指摘事項には至らない、又は事故等は発生していないが、リスク管理、予防の観点から指導が必要と認められるもの ・経済性は、事務事業の実施において経費削減が可能なもの ・効率性は、実施した事務事業においてコストに見合う成果が得られないもの	軽易な指導事項
検討事項	(3) その他指導が必要と認められるもの	・有効性は、実施した事務事業において、成果があがつていないもの ・軽微な事務処理ミス等(金額、件数、期間等) ・指摘事項に該当するが、原因又は経緯にやむを得ない事情があるものの、すでに速やかな改善、是正がされているものは、指導事項とする。	口頭注意事項
	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等の検討が必要と認められるもの	・制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等の検討が必要と認められるもの	要望・検討事項

恵庭市監査委員監査規程について

条文	説明・地方自治法との関係
第1章 総則 第1節 一般基準 (目的)	・目的を規定 (昭和27年法律第67号)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)以下「自治法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)以下「健全化法」という。)の規定に基づき監査委員が行う監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施並びに報告及び意見(以下「報告等」という。)に関する必要な事項を定める。
第2条 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、市民の視点に立ち、違法及び不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって市の行政の適法性、効率性及び妥当性の保障を期す。 (監査委員の使命)	・基本方針を規定 (法2条14、15、16項) (法199条1項) (法199条9項等)
第3条 監査委員は、法令に定められた権限に基づき、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第140条の5に定める事務を除く。第11条第3号において同じ。以下「事務事業」という。)の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告等を決定する。 2 前項の報告等を市長若しくは関係する行政委員会等(以下「市長等」という。)及び議会に提出し、公表することにより、市の行財運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼性の確保に資する。	・監査委員の使命を規定 (法199条1項) (法199条9項等)
第4条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員(以下「事務補助職員」という。)を指導監督しなければならない。 4 監査委員は、議会又は市長にあらかじめ意見を陳べた場合において、信義誠実な態度で応じなければならない。 (事務補助職員の責務)	・監査委員の責務を規定 (法196条第1項) (法198条の3第1項) (法198条の3第2項)
第5条 事務補助職員は、職責の重大性を考慮し、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等(以下「法令等」という。)に精通するとともに、市政の現状に关心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努めなければならない。 2 事務補助職員は、監査等の実施に当たり、監査計画の基本方針及び実施計画に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究するとともに、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施しなければならない。 3 事務補助職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 4 事務補助職員は、監査等の進捗状況を、上司に報告し、重要な事項その他の疑義のある事項については、その都度指示を受けること。 5 事務補助職員は、監査等を終了したときは、速やかに報告書を作成し、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ、具体的に記述するとともに、監査委員に報告しなければならない。	・職員の責務を規定(専門性と人材育成の方向)

条文	説明・地方自治法との関係
第2節 実施基準 (監査等の実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の実施方針を規定
第6条 監査委員は、監査等の実施に当たって、事務事業の執行が予算、議決及び法令等に基づき行われているかに留意し、リスクを考慮し、経済性、効率性及び有効性の観点を持ち、積極的かつ指導的に実施しなければならない。 (計画的な監査等の実施)	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な監査計画等の実施とし て、年間の監査計画の策定と 実施計画の作成を規定
第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間の監査計画を策定するとともに、適切な実施計画を作成しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の調整を規定
2 監査委員は、年間の監査計画の策定に当たり把握した環境等の変化した場合又は新たに事実を発見した場合には、必要に応じて適宜計画を変更しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の調整を規定
第8条 監査委員は、前条の計画の策定及び実施に当たり、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるようになればならない。 (監査等の手続)	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の手続を規定
第9条 監査等の手続は、試査(監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によつて、全体の正否又は適合を推定することをいう。)又は精査(監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適合を明らかにすることをいう。)による。	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な基礎確保の基準を規定
(合理的な基礎確保の基準)	
第10条 監査委員は、監査等の項目の重要性、リスクその他の諸要素を十分考慮して、合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなければならない。	
第2章 監査等の実施	
第1節 監査等の種類 (監査)	<ul style="list-style-type: none"> 監査の種類について規定
第11条 監査の種類は、次の各号に掲げる監査の区分に応じ、当該各号に定めるところにより実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 定期監査
(1) 定期監査(自治法第199条第4項に規定する監査をいう。) 会計年度毎に少なくとも1回以上の期日を定め、市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理、市の事務事業の執行に係る工事及び建物等の維持管理に關し実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○工事実地・書面監査
(2) 隨時監査(自治法第199条第5項に規定する監査をいう。) 必要があると認めると認める場合において、定期監査に準じて実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○随時監査
(3) 行政監査(自治法第199条第2項に規定する監査をいう。) 必要があると認める場合において、事務事業の執行及び法令等の遵守について適時に実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○行政監査
(4) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項に規定する監査をいう。) 財政的援助を行っている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求により、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行に關し実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○財政援助団体等に対する監査
(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査(自治法第235条の2第2項及び企業法第27条の2第1項に規定する監査をいう。)	<ul style="list-style-type: none"> ○公金の収納又は支払事務に 関する監査

条文	説明・地方自治法との関係
指定金融機関等に対し、必要があると認めるとときは企業管理者の要求に基づき、又は市長若しくは企業管理者の要求に基づき実施するもの	
(6) 住民の直接請求に基づく監査（自治法第75条に規定する監査をいう。）	○住民の直接請求に基づく監査 ○議会の請求に基づく監査
(7) 議会の請求に基づく監査（自治法第98条第2項に規定する監査をいう。）	
(8) 請願の措置としての監査（自治法第125条の規定による監査をいう。）	○請願の措置としての監査
(9) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項に規定する監査をいう。）	○市長の要求に基づく監査
要求に係る事務の執行に關し実施するもの	
(10) 住民監査請求に基づく監査（法第242条に規定する監査をいう。）	○住民監査請求に基づく監査
請求の内容に關し実施するものの	
(11) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（自治法第243条の2第3項及び企業法第34条に規定する監査をいう。）	○職員の賠償責任に関する監査
要求に係る事実の有無等に關し実施するもの	
(12) 共同設置機関の監査（自治法第252条の11第4項に規定する監査をいう。）	○共同設置機関の監査 ※機関の共同設置に関する規約は法第252条の8で規定
共同設置機関が実施する關係普通地方公共団体の財務に關する事務の執行及び經營に係る事業の管理に關し、共同設置に関する規約で定める普通地方公共団体の監査委員が実施するもの	
(検査)	・検査の種類について規定
第12条 檢査の種類は、例月現金出納検査（自治法第235条の2第1項に規定する検査をいう。）とし、会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳外出現金、一時借入金並びに基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の残高、出納関係諸表等の計数及び現金の出納事務に關し実施する。	
(審査)	・審査の種類について規定
第13条 審査の種類は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定めるところにより実施する。	
(1) 決算審査（自治法第233条第2項及び企業法第30条第2項に規定する審査をいう。）	○実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ○資金不足比率
(2) 基金の運用状況審査（自治法第241条第5項に規定する審査をいう。）	
基金の運用状況を示す書類の計数、基金の運用に關し実施するもの	
(3) 財政健全化に関する審査（健全化法第3条第1項に規定する審査をいう。）	
健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成に關し実施するもの	
(4) 経営健全化に関する審査（健全化法第22条第1項に規定する審査をいう。）	
資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成に關し実施するもの (報告の徵取)	
第14条 監査委員は、地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に對する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に對して報告を求める。	・報告の徵取について規定

条文	説明・地方自治法との関係
第2節 監査等の事前手続 (監査計画の作成)	<ul style="list-style-type: none"> 監査計画の作成について規定
第15条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間の監査計画及び実施計画を一体的に策定する。 2 年間の監査計画は、次に掲げる事項について定める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 監査等の基本方針及び実施予定の監査等の種類及び対象 (2) 監査等の実施予定期及び実施対象 (3) 前2号に掲げるもののほか、監査等の実施に關し必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> 監査計画の作成について規定
第16条 監査計画は、監査等の種類別に次に掲げる事項について定める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 監査等の種類 (2) 監査等の対象事務 (3) 監査等の実施方針及び着眼点 (4) 監査等の対象期間 (5) 監査等の実施場所及び日程 (6) 監査等の担当者及び事務分担 (7) 前各号に掲げるもののほか、監査等の実施に關し必要と認められる事項 	<ul style="list-style-type: none"> 監査計画の作成について規定
第17条 監査委員は、監査等を実施するに当たって、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。 (資料要求等)	<ul style="list-style-type: none"> 監査計画の作成について規定
第18条 監査委員は、監査等を実施するに当たって、前条の規定により提出された資料について検討し、あらかじめ関連法規等の調査・研究を行い、基礎知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の実施手続について規定
2 監査委員は、前回までの監査等における指摘又は指導内容及び改善・是正状況を把握する。 (監査等の着眼点)	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の実施手続について規定
第19条 第15条第3項に規定する実施計画における監査等の着眼点は、全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点から選択し定める。	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の実施手続について規定
第3節 監査等の実施手続 (監査等の実施手続の選択適用)	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の実施手続の選択適用
第20条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次に掲げるもののうちから選択し実施する。 (1) 照合（証憑突合、帳簿突合、計算契合等により関係諸記録を相互に照合し、その記録又は計算の正否を確認すること）	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の実施手続について規定

条文	説明・地方自治法との関係
(2) 実査（事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によつて直接検証することをいう。） (3) 立会（主として物品等の在庫高調査又は実地調査又は実地査定しを行ふ際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確認することをいう。） (4) 確認（事実の存否について、写真その他の証拠書類、第三者の証言等により確認することをいう。） (5) 質問（事実の存否又は問題点について、監査等対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求めることう。） (6) 比較（年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確認することをいう。） (7) 分析（事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確認することをいう。）	
2 監査等は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて次に掲げるもののうちから選択適用し実施する。 (1) 通査（帳簿等関係諸記録を一通り検査・点検し、問題点を明らかにすることをいう。） (2) 比率吟味（財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断することをいう。） (3) 調整（源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合において、それぞれの計数の過不足を追及し、事実上一致するかどうかを確かめることをいう。） (4) 総合（諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断することをいう。） (監査等の講評)	・監査等の講評について規定 ※次長職への対応は次長職の共通分掌事項
第21条 監査委員は、監査等の結果、判明した指摘事項等について監査等対象部局の長等と共通認識を持ち事実関係等を確認するため、監査等の結果に関する報告等の決定の前に講評を行い、これに対する弁明、見解等を聴取する。 2 講評は、監査委員協議の上、省略することができる。	・報告書等の作成について規定
第3章 監査等の結果 (報告書及び意見書の作成)	・報告書等の作成について規定
第22条 監査委員は、監査等を終了した場合は、監査にあつては検査報告書を、検査にあつては検査報告書を、審査にあつては審査意見書をそれぞれ作成しなければならない。	
2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。 (報告書等の記載事項)	・報告書等の記載事項について規定
第23条 監査委員は、監査報告書及び検査報告書（以下「報告書」という。）並びに審査意見書（以下「報告書等」という。）には、おおむね次に掲げる事項を記載する。 (1) 提出年月日 (2) 監査等を実施した監査委員名 (3) 監査等の種類 (4) 監査等の内容 アイ 監査等の実施期間及び場所 監査等の対象とした局部課又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）	

条文		説明・地方自治法との関係
ウ エ オ (5) ア イ (報告書等の決定)	監査等の対象とした事項及び範囲 外部の専門家に監査等の基礎となる事項の積算等を委託した場合は、委託した旨及びその結果 その他必要と認める事項 監査等の結果 事務事業の執行状況、管理状況等に関する意見 監査等による結果、指摘事項及び指導事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに、 必要に応じて助言、指導等を付記すること。） （報告書等の決定）	・報告書等の決定について規定
第24条 (報告書等の提出前の禁上)	報告書等により行い、監査委員の合議により決定する。	（法199条第9項等）
第25条 (報告書の提出)	監査等の結果は、原則として、報告書等の提出する前に、市長等の関係者以外の者に知らせてはならない。	・報告の提出について規定
第26条 (意見書の提出)	監査委員は、報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる提出先に提出しなければならない。 (1) 第11条第1号から第5号まで並びに第15条については、市長等及び議会 (2) 第11条第6号については、市長等、議会及び請求人の代表者 (3) 第11条第7号、第8号については、議会 (4) 第11条第9号については、市長等 (5) 第11条第10号については、請求人 (6) 第11条第11号については、市長又は企業管理者 (7) 第11条第12号については、関係地方公共団体の長	・意見の提出について規定
第27条 (報告)	監査委員は、第13条に規定する審査を終了したときは、審査意見書を市長に提出し、議会に報告する。 2 監査委員は、職員の賠償責任において、市長又は企業管理者から賠償責任の免除について意見を求 められたときは、意見書を提出しなければならない。 3 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるとときは、監査の結果に関する報告書に添えて意見書を提出する ことができる。	・住民監査請求の勧告について規定
第28条 (報告書等の公表)	監査委員は、第11条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第12 号に定める報告書、及び第13条の審査意見書については、速やかに公表しなければならない。 2 公表は、恵庭市公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し（前項の審査意見書は除 く。）、恵庭市ホームページにおいて情報を公開する。	・報告等の公表について規定 （法199条第9項等）

条文	説明・地方自治法との関係
<p>(監査等の結果報告後の処置)</p> <p>第30条 監査委員は、監査等の結果、表明した意見、指摘事項又は指導事項について、市長等又は議会から適時その措置状況の報告を求める。</p> <p>2 監査委員は、第11条第1号から第4号まで、第9号及び第12号に係る市長等又は議会からの措置状況の報告は、これを公表しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、第11条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき、市長等又は議会から必要な措置を講じた旨通知があつたときは、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならぬ。</p> <p>4 公表の方法については、第29条第2項の規定による。</p> <p>第4章 雜則 (委任)</p> <p>第31条 この規程に定めるもののほか、監査等の実施のために必要な事項は、監査委員が協議して別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査等の結果報告後の処置について規定(法199条第12項等)